

秋田県告示第413号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、次のとおり平成25年度家畜人工授精師養成講習会を実施するので、家畜改良増殖法施行細則（昭和26年秋田県規則第11号）第2条第1項の規定に基づき、公示する。

平成25年9月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 講習の期日及び場所

(1) 期日

平成25年10月22日（火）から同年11月19日（火）まで

(2) 場所

大仙市神宮寺字海草沼谷地13番3号 秋田県畜産試験場

2 家畜の種類 牛

3 受講資格

家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第17条の規定に該当しない者

4 受講定員 10名

5 受講に必要な書類

(1) 受講願書

(2) 履歴書

6 受講願書用紙の交付

(1) 期間

日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成25年9月19日（木）から同年10月11日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県農林水産部畜産振興課家畜衛生班

北秋田市脇神字高村岱92 秋田県北部家畜保健衛生所

秋田市寺内蛭根一丁目15番5号 秋田県中央家畜保健衛生所

大仙市富士見町6番55号 秋田県南部家畜保健衛生所

7 受講願書の受付

(1) 期間

日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成25年9月19日（木）から同年10月11日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。）

(2) 場所

6(2)に掲げる場所

8 受講に要する経費

(1) 額 40,000円

(2) 納付方法 講習の場所において発行する納入通知書により納付する。

9 講習についての問合せ先

秋田県農林水産部畜産振興課家畜衛生班（電話018-860-1808）